

#### (4) 漁業経営の概況

##### イ 漁業経営体の経営収支

平成20年の経営体当たりの生産額を見ると、個人経営体（全国平均：漁船漁業）が963万円（対前年比99.5%）、会社経営体（全国平均：漁船漁業）が3億3,019万円（対前年比107.0%）となっており、個人経営体は現状維持、会社経営体の1経営体当たりの生産額が増加しています。

しかしいずれの経営体においても、漁業収入同様漁業支出も増加しており、特に近年の燃油価格高騰の影響を受け油費が前年に比べ15%超増加していることから、依然として漁業経営体は厳しい経営状況にあることが伺えます。

（単位：万円）

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
個人経営体	H18	259	908	649	126	123	400
	H19	294	968	674	130	133	411
	H20	256	963	707	135	156	416
会社経営体	H18	▲ 899	28,979	29,878	9,691	5,812	14,375
	H19	▲ 368	30,868	31,236	9,949	6,401	14,886
	H20	▲ 469	33,019	33,488	10,440	7,353	15,695

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」

表18 1経営体当たり（全国平均）の経営収支

##### (イ) 遠洋・沖合漁業

遠洋・沖合漁業の経営状況は、ほとんどの漁業種類において漁業支出が大きい一方、漁業収入は減少傾向にあり、結果として経営収支は悪化の一途をたどっています。

平成18、19年と利益を上げている遠洋まぐろ延縄漁業や近海まぐろ延縄漁業においても、過去数年間は漁業利益がなく、その経営は不安定な状況となっています。

特に近年の燃油価格の急騰は経営に大きく影響を及ぼしており、遠洋・沖合漁業経営は、総じて厳しい経営状況が続いています。

（単位：千円）

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
遠洋まぐろ延縄漁業 （専業100トン以上）	H5	▲ 15,687	382,991	398,678	143,116	41,219	214,343
	H10	▲ 38,883	312,325	351,208	121,190	40,692	489,326
	H15	▲ 27,157	254,150	281,307	97,460	44,707	139,140
	H16	▲ 24,747	235,929	260,676	90,139	45,469	125,068
	H17	▲ 25,277	242,369	267,646	88,915	54,357	124,374
	H18	9,364	268,071	258,707	84,815	67,257	106,635
	H19	57	273,965	273,908	84,167	80,557	109,184
	H20	▲ 1,018	262,249	263,267	80,124	77,759	105,384
近海まぐろ延縄漁業 （専業100トン以上）	H5	▲ 21,112	203,123	224,235	81,411	21,519	121,305
	H10	▲ 12,171	185,590	197,761	73,315	22,686	101,706
	H15	▲ 13,035	148,790	161,825	60,285	24,992	76,548
	H16	▲ 10,361	127,826	138,187	48,629	25,942	63,616
	H17	▲ 1,467	151,808	153,275	51,901	33,288	68,086
	H18	5,223	174,674	169,451	61,528	48,478	59,445
	H19	15,545	179,247	163,702	53,330	47,503	62,869
	H20	705	157,637	156,932	54,341	53,604	48,987
沖合底びき網漁業 （専業50～100トン）	H5	▲ 23,625	123,439	147,064	47,338	19,383	80,343
	H10	4,546	121,203	116,657	44,696	14,598	57,363
	H15	21,490	185,512	164,022	56,238	24,608	83,176
	H16	▲ 2,370	161,932	164,302	54,436	28,198	80,668
	H17	9,366	192,867	183,501	61,725	34,352	87,424
	H18	▲ 42,341	179,284	221,625	87,055	57,867	76,703
	H19	▲ 13,561	192,926	206,487	81,882	52,943	71,662
	H20	▲ 35,876	193,497	229,373	88,493	64,019	76,861

資料：農林水産省統計部「漁業経営調査報告」

表19 主な遠洋・沖合漁業経営体の経営状況・漁業の収支（一隻当たり）

(ロ) 沿岸漁業・海面養殖業

平成20年の沿岸漁船漁業の経営収支において、漁業収入は前年と同様に増加したものの、漁業支出の増加が大きく、漁業利益は前年に比べ27%減少しました。

また、海面養殖業においては、近年、生産量はほぼ横這いとなっているものの、消費の低迷などから単価が下がっているため、漁業収入が徐々に下がっており、厳しい経営状況となっています。

特に、平成20年ののり養殖については、生産の不調により漁業利益が前年の半分以下になる等、厳しい経営状況となりました。

(単位：千円)

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
漁船漁業	H5	1,612	3,650	2,038	256	300	1,482
	H10	2,151	4,392	2,241	358	278	1,605
	H15	2,630	6,818	4,188	585	643	2,960
	H16	3,252	6,979	3,727	495	633	2,599
	H17	2,908	6,822	3,914	487	695	2,732
	H18	3,639	25,744	22,105	4,904	5,094	12,107
	*H18	14,177	51,017	36,840	17,012	3,602	16,226
	H19	17,698	74,851	57,153	24,529	5,425	27,199
	H20	12,842	84,714	71,872	28,927	8,594	34,351
かき類養殖業	H5	7,994	11,189	3,195	428	296	2,471
	H10	6,673	11,486	4,813	579	325	3,909
	H15	4,444	9,738	5,294	843	339	4,112
	H16	3,754	8,376	4,622	721	366	3,535
	H17	4,911	9,879	4,968	802	431	3,735
	H18	5,365	12,701	7,336	886	593	5,857
	*H18	3,549	8,719	5,170	560	344	4,266
	H19	2,318	6,938	4,620	518	374	3,728
	H20	3,197	8,208	5,011	653	492	3,866
わかめ類養殖業	H5	1,822	3,823	2,001	368	143	1,490
	H10	6,255	9,196	2,941	376	206	2,359
	H15	3,623	7,291	3,668	547	223	2,898
	H16	5,190	8,297	3,107	387	250	2,470
	H17	4,534	7,874	3,340	479	316	2,545
	H18	5,098	8,850	3,752	842	397	2,513
	*H18	2,022	4,009	1,987	426	141	1,420
	H19	2,084	4,259	2,175	282	175	1,718
	H20	4,607	7,325	2,718	371	196	2,151
のり類養殖業	H5	2,813	12,491	9,678	101	1,313	8,264
	H10	8,442	20,503	12,061	303	1,898	9,860
	H15	7,656	26,581	18,925	760	2,327	15,838
	H16	9,499	28,237	18,738	1,070	2,127	15,541
	H17	14,188	32,975	18,787	1,069	2,492	15,226
	H18	14,267	33,110	18,843	1,693	3,047	14,103
	*H18	14,267	33,110	18,843	1,693	3,047	14,103
	H19	6,612	28,238	21,626	1,187	4,161	16,278
	H20	3,191	25,824	22,633	1,745	4,764	16,124

資料：(H5～H18)東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

(\*H18～)農林水産省「漁業経営調査報告」

表20 主な沿岸漁業経営体の経営状況・漁業の収支

(注)平成19年以降については、統計業務の見直しにより県単位での統計は取りやめとなったため、種類の内容が変更となった。

①漁船漁業(中・小型1そうまき巾着網10～20トン 専業)

②養殖漁業(三陸地域)

\*H18：参考として平成19年統計内容と同様調査の平成18年統計内容を記載

(ハ) 漁業共済制度

漁業共済（漁業災害補償）制度は、気象又は海況の変化や資源量の変動による不漁等によって漁業者が受けた損失を、保険の仕組みを通じて漁業者が相互に補てんし合い、漁業の再生産を確保するとともに漁業経営の安定を図る制度です。

漁業における不漁や災害は、その発生頻度や損害の程度が予測し難く危険率も高いことから、締結した共済契約の保全を図るため、全国19沿岸都道府県に展開する漁業共済組合及び全国20沿岸都道府県に展開する全国合同漁業共済組合が元受けを行い、全国漁業共済組合連合会に再共済し、さらに国と保険契約を結んでいます。

本県における漁業共済の加入件数は、平成14年度以降徐々に増加しています。

養殖生産物毎の推定加入率（平成20年度）は、ぎんざけ養殖、のり養殖の加入率は比較的高いものの、わかめ養殖で43.1%、かき養殖で36.9%等、加入率が5割を切っている業種もみられ、災害に対する備えがまだ十分とは言えない状況です。

平成20年度においては、平成20年4月15日、4月17日の低気圧により、養殖生産物や養殖施設等が大きな被害を受けました。

今後、一層の加入促進に向けた取組が重要になっています。

(単位：千円)

区分		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
		契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額
養殖業	生産物	955	6,107,981	1,008	6,377,239	952	6,767,567	930	7,304,083	862	8,022,678
	施設	5,724	542,706	6,974	577,582	8,862	741,820	9,035	992,163	8,745	915,074
採貝藻・漁船・定置網漁業	漁獲物	81	1,761,880	88	1,876,766	80	1,401,600	76	1,256,775	52	1,125,777
	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6,760	8,412,567	8,070	8,831,587	9,894	8,910,987	10,041	9,553,021	9,659	10,063,529

資料：宮城県漁業共済組合事業報告書

表21 漁業共済加入状況の推移

(単位：百万円、%)

区分	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	契約件数	推定加入率	契約件数	推定加入率	契約件数	推定加入率	契約件数	推定加入率	契約件数	推定加入率
ぎんざけ	5,412	68.2	5,882	69.0	6,519	74.5	7,564	86.1	8,620	90.7
のり	4,244	86.8	4,976	101.2	3,753	67.0	3,430	68.0	3,191	74.1
わかめ	46	30.7	512	32.7	418	29.9	420	40.6	465	43.1
こんぶ	53	52.6	31	31.6	19	30.9	17	21.6	0	-
ぼたてがい	645	25.9	835	30.8	822	28.9	988	44.8	1,086	47.3
かき	1,885	36.8	1,886	38.3	2,125	38.5	1,966	39.6	1,679	36.9

資料：宮城県漁業共済組合調べ

表22 養殖業（生産物）の契約実績と推定加入率の推移

(注) 推定加入率は、「加入実績額÷マーケット全体の生産額」で算出しているが、契約実績額については過去5カ年のうち最高及び最低を除く3カ年の平均、マーケットについては前年度（単年度）を基準としているので、加入率が100%を上回る場合がある。

## (二) 漁船保険制度

漁船保険制度は、漁業者の基本的な生産手段であり貴重な財産でもある漁船が、不慮の事故等によって受ける損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担等を補てんし、漁業経営の安定を図ることを目的としています。

漁船保険は、漁業者が組合員となって組織する漁船保険組合が引受けを行い、漁船保険中央会が再保険、さらに国が再々保険を行っています。

漁船保険の種類には、沈没、座礁、火災等の事故によって生じた損害や救助費用等に対して保険金を支払う「普通保険」、衝突した場合の相手船に対する損害賠償や漁船の運航に伴って発生した第三者への責任や費用の負担に対して保険金を支払う「漁船船主責任保険」、漁船事故が原因で漁船に積載していた漁獲物等の積荷に生じた損害に対して保険金を支払う「漁船積荷保険」等があります。

普通保険の状況は、遠洋漁業者の規模縮小や廃業等によって在籍漁船が減少傾向にあり、加入隻数の割合も伸び悩んでいます。

漁船保険の加入促進については、厳しい状況が続いていますが、漁業経営の安定のために、「未加入船ゼロ」に向けた取組が重要になっています。

(単位：百万円、%)

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
普通保険	在籍漁船(a)	14,449	14,656	14,413	14,210	14,019
	加入隻数(b)	10,645	10,389	10,208	9,995	9,836
	加入割合(b/a)	73.7	70.9	70.8	70.3	70.2
	保険金額	63,417	57,619	53,282	50,773	49,488
	保険料	1,118	1,041	967	938	872
漁船船主責任保険	加入隻数	11,439	11,161	10,924	10,687	10,505
	保険金額	1,079,445	1,045,455	1,074,000	1,065,830	1,130,615
	保険料	310	282	281	280	253
漁船積荷保険	加入隻数	76	68	55	56	53
	保険金額	16,005	13,701	11,518	10,610	10,113
	保険料	37	32	27	26	25

資料：宮城県漁船保険組合業務報告書

表 2 3 漁船保険加入状況の推移

(注) 保険金額とは、事故による損害が生じた場合に支払われる最大の金額をいう。

## ロ 水産業協同組合の現況

水産業協同組合とは、水産業協同組合法に基づく法人であり、販売・購買等の経済事業及び信用・共済事業等を行うことにより、漁業者等の社会的、経済的地位の向上と漁業経営の安定を図るための組織です。

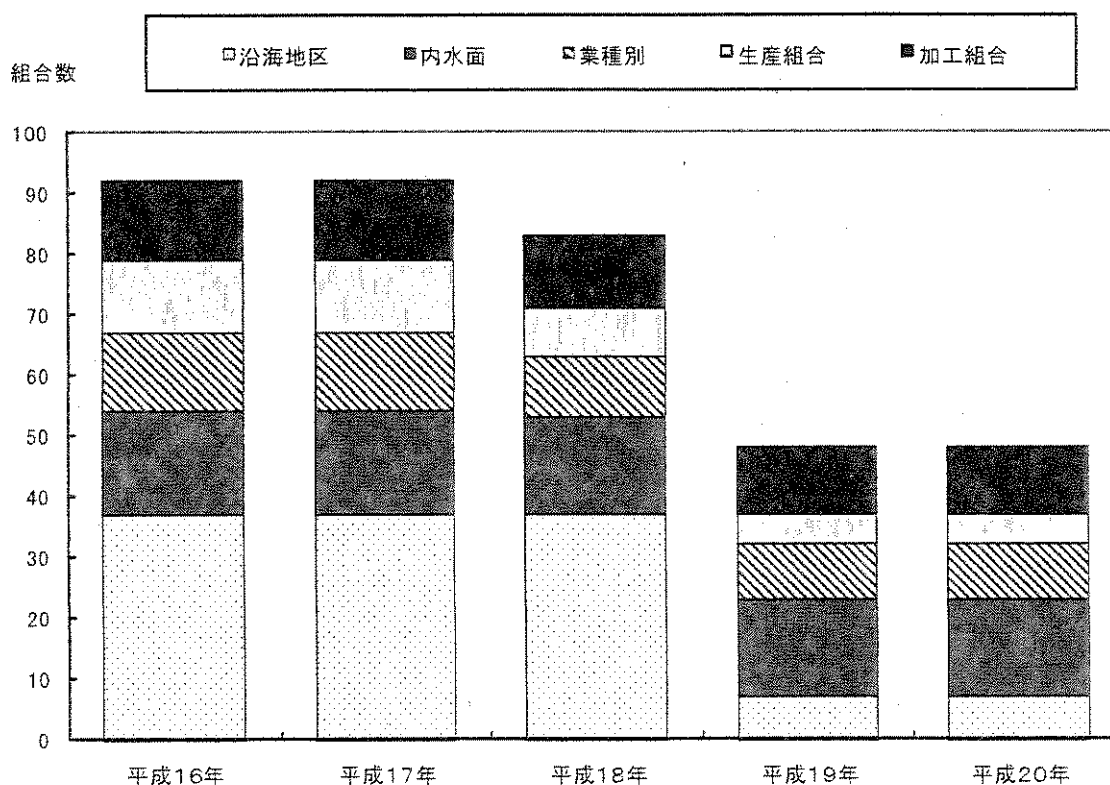
この協同組合には、漁業協同組合（沿海地区、内水面及び業種別）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合があります。

本県の組合の数は、平成5年度には114組合でしたが、その後、沿海地区漁業協同組合における経営基盤の強化を目的とした漁協合併が推進され、平成17年度には92組合となりました。

その後、さらなる盤石な漁協組織とするため一県一漁協へ向けた取組を進め、平成18年3月には合併仮調印がなされ、平成19年4月には正式に31漁協が合併した「宮城県漁業協同組合」が発足しました。その後、さらに合併が進み、平成21年4月末には新たに2つの組合が加わり、合併の促進が図られました。

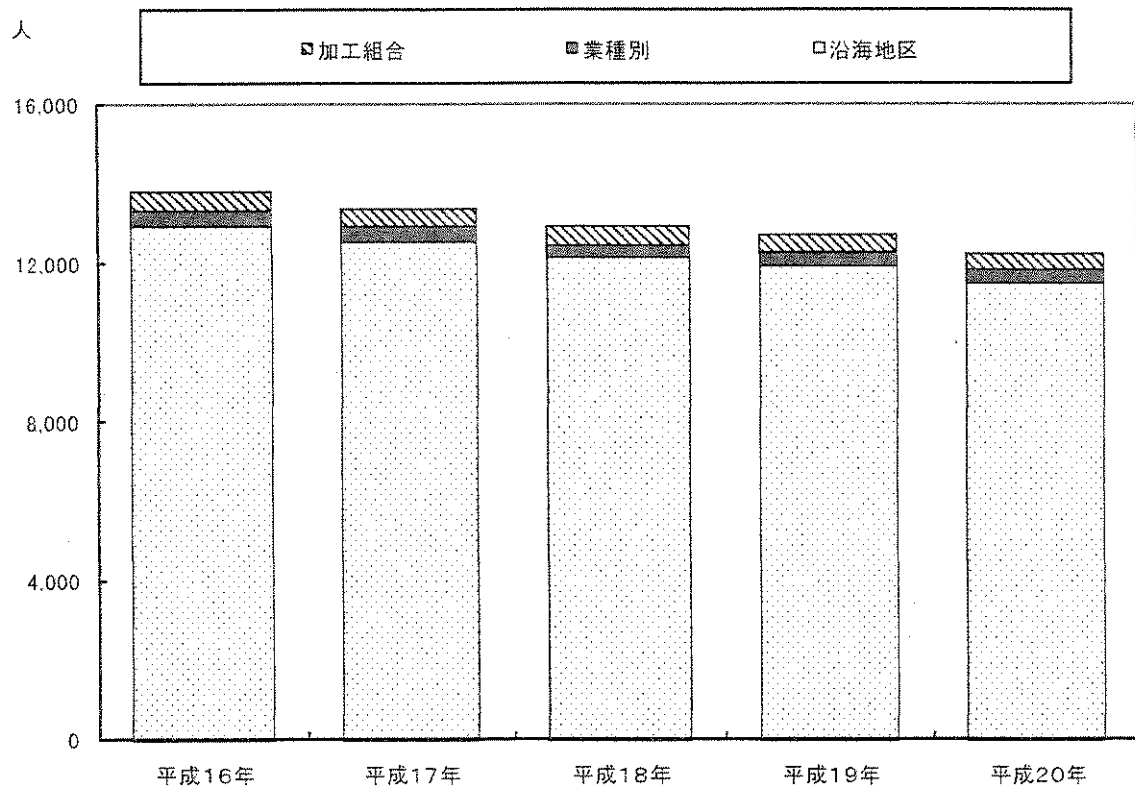
沿海地区組合、業種別組合、加工組合の組合員の推移を見ますと、年々減少し、平成20年度には12,221人まで落ち込んでいます。

これは、組合員の高齢化や漁業を取り巻く環境の変化に伴い廃業等脱退する組合員が増加したため、今後は若い漁業者や新規就業者等の後継者育成が重要となっています。



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図18 水産業協同組合数の推移



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図19・表24 組合員数の推移

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
沿海地区組合	12,918	12,528	12,104	11,918	11,477
正組合員	8,733	8,510	8,176	8,104	7,811
准組合員	4,185	4,018	3,928	3,814	3,666
業種別組合	382	373	330	323	317
正組合員	268	255	208	206	203
准組合員	114	118	122	117	114
加工組合	487	464	456	432	427
個人	160	152	137	129	133
法人	327	312	319	303	294
計	13,787	13,365	12,890	12,673	12,221

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

(イ) 水産業協同組合の運営状況

協同組合の中核をなす沿海地区の漁業協同組合の状況を見ますと、7組合（平成20年度現在）のうち、販売事業が6組合、購買事業が6組合、共済事業が7組合でそれぞれ実施されています。

信用事業は、平成19年10月に宮城県漁業協同組合連合会と宮城県信用漁業協同組合連合会の権利義務を宮城県漁業協同組合が承継しています。

販売事業は、平成20年度の販売取扱高が生鮮魚介藻類の受託販売を中心に635億円となっており、漁業協同組合の主要事業として位置付けられています。

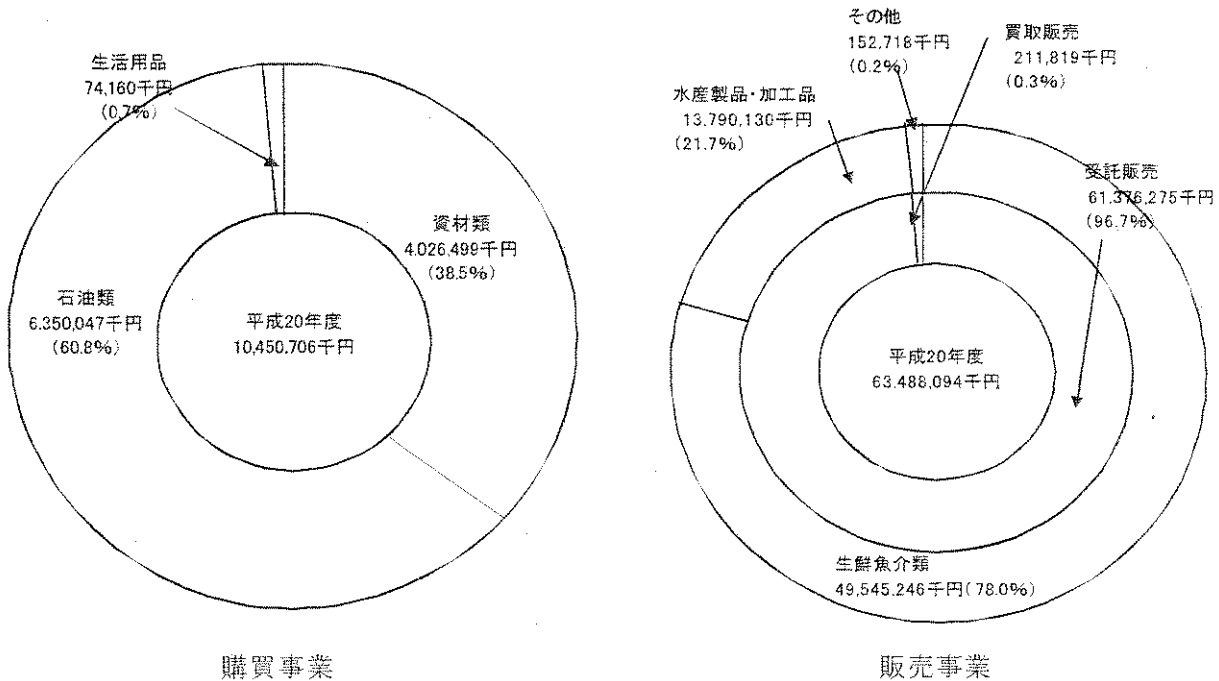
購買事業は、資材類や石油類が全体の99%以上を占めており、平成20年度は約105億円となりました。

いずれの事業も一組合当たりの取扱高は近年は横ばいの状況が続いていましたが、平成20年度も燃油価格高騰の影響を受け、平成19年度同様、販売・購買事業ともに増加しました。

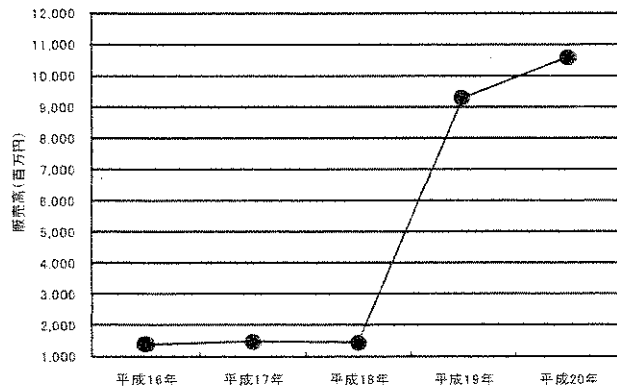
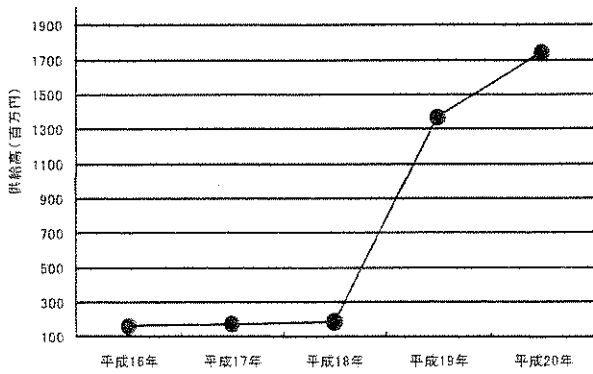
また、組合の財務状況は、組合本業の経営状況を表す事業利益がマイナスの組合が、平成20年において全体の14%（1組合）と激減しました。

これは、漁協合併により事業利益がマイナスの組合が減少したためであり、経営基盤強化に向けた様々な取組の成果が現れたものと考えられます。

しかしながら、なお一層の漁業経営の安定を図るためにも、その経営基盤の強化が重要課題となっています。



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」  
 図20 平成20年度販売事業及び購買事業の概要



購買事業

販売事業

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図 2 1 一組合平均販売取扱高及び購買取扱高の推移

区分	沿海地区漁協数	0円以下 (マイナス)	0円から 500万円未満	500万円から 1千万円未満	1千万円から
平成16年度	37	21 (57%)	9	2	5
平成17年度	37	23 (62%)	9	2	5
平成18年度	37	21 (57%)	10	1	5
平成19年度	7	1 (14%)	2	3	1
平成20年度	7	1 (14%)	2	2	2

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

(注) ( ) 内は、漁協数に占める割合。

表 2 5 沿海地区漁協における事業利益規模別の組合数



## ○大規模災害に対応した漁業共済の制度改正について

### 1 漁業共済制度とは

漁業災害補償法に基づき、台風や津波などの自然災害等により受けた漁業者の損失を補う公的な保険事業として、昭和 39 年の事業開始以来、国の重要な災害対策の一つとして漁業経営の維持・安定に寄与してきたところです。

こうした中、平成 22 年 2 月 27 日にチリ中部沿岸で発生した地震に伴い、宮城県では最大 1 m を超える津波が観測され、「はえ縄・いかだなどの養殖施設」で約 2.4 億円、「わかめ」や「ほたて」、「かき」などの養殖業で約 1 千 5 百万円（6 月 30 日現在）の共済金が支払われました。

漁業者が、常日頃から不漁や不測の災害等に対して、備えておくことは極めて重要なことであり、漁業共済制度が、災害対策のセーフティーネットの一つとして、その果たす役割は、ますます重要なものとなっています。

### 2 大規模災害に対応した補償方式の追加について

国は、大規模な津波等による被害に対し、平成 21 年 10 月に、漁業災害補償法の一部改正を行い、漁業者が漁業共済に加入しやすいうよう、漁業被害を地震等に限定し、掛金が非常に割安な新たな補償（てん補）方式を導入しました。

#### ■漁獲共済・特定養殖共済

##### 地震等限定てん補方式

- ・激甚災害に指定された地震・噴火・これらの津波による被害を受けた場合に、その水揚金額の減収を補償するものです。
- ・不漁や魚価安等による通常の水揚金額の減収は、補償対象にはしないため、その分掛金が非常に割安となっています。

##### 地震等比例てん補付約定限度内（10%、20%、30%）てん補方式

- ・激甚災害に指定された地震・噴火・これらの津波による被害を受けた場合に加え、不漁や魚価安等による通常の水揚金額の減収も補償するものです。

#### ■漁業施設共済

##### 地震等限定てん補方式

- ・地震・噴火又はこれらの津波により全損（分損の場合は、30%以上）の損害を受けた場合に、その損害を補償するものです。
- ・台風・低気圧等による被害は、補償対象にはしないため、その分掛金が非常に割安となっています。

### 3 今後の方向

県としても今後、各漁協及び県漁業共済組合と連携を図りながら漁業者に対し、制度の趣旨とその必要性や加入の利点を訴えかけながら、漁業共済の加入促進に向け取り組んで参りたいと思います。

（農林水産経営支援課団体指導班）

## ○ライフジャケット着用推進による海難事故防止について

### ライフジャケットの着用推進

海は、漁業活動や遊漁などの海洋レジャーの場として、多くの人に利用されていますが、海上という特殊な条件もあり、気象条件の悪化や作業時のトラブル等により海難事故も多く発生しています。

この海難事故を未然に防ぐため、ライフジャケットの着用推進運動が全国的に展開されています。

#### ①ライフガードレディース（女性ライフジャケット着用推進委）の取組

海上保安署は、海難事故の未然防止のため、ライフジャケットの着用を推進するため、活動の中心となる漁協組織の女性部メンバーを、「ライフガードレディース」として委嘱しています。

委嘱されたメンバーの活動は、海難防止に向けて、漁業関係者はもとより、海にレジャーで訪れる遊漁者の人たちも含め、ライフジャケットの着用を呼びかけるとともに、着用推進が進まない地域に出かけ取組に関する講演会などを実施しています。



「ライフガードレディース」による、浜でのライフジャケットの呼びかけと、着用状況

#### 〈参考〉

平成18年9月に、全国で始めて、漁協女性を中心とした海難防止活動を推進するため、石巻海上保安署が、宮城県漁協雄勝町雄勝東部支所（(旧)雄勝町雄勝東部漁協）を「ライフジャケット着用推進モデル漁協」に指定し、併せて、当該漁協女性部役員3名を「ライフジャケット着用推進委員」に委嘱しました。

委嘱を受けたメンバーは、漁協と連携し、女性としての視点で、地域内でライフジャケットの着用率を高めたことで、この取組は全国に展開することとなりました。

平成22年3月末で、海事保安署の委託を受けたライフガードレディースは、県内で259人となっています。

#### ②県の取組

県では、海難事故防止に向けて、海上保安部や県漁業協同組合と連携し、ライフジャケット着用の徹底を図るため、県内で開催した意見交換会や遊漁船業務主任者講習会において漁業者や遊漁船業者に対し、パンフレットの配布及び着用徹底の呼びかけを行っています。

また、漁協青年部や女性部などに対しても、ライフジャケット着用推進についての呼びかけを行っています。

(水産業振興課)

## ○青い羽根募金と募金支援自動販売機の設置について

### 青い羽根募金とは

「青い羽根募金」とは、海難事故に対する救助活動を行うための資金を確保するため、(社)日本水難救難会が、昭和25年から開始した全国規模の募金です。

海難事故は、人や船の遭難、海浜や岸壁での人身事故、船舶も漁船や一般船舶等様々です。

また、海難事故は、その発生場所が海域であることから、気象条件の厳しい時にも発生します。

このため、気象条件の厳しさや、その発生状況を踏まえ、被災者を救助するためには、効果的、かつ、安全な救助活動を行うことが重要です。

この救助活動を適切に行うため、「青い羽根募金」で集められたお金は、救助隊の組織的な訓練費用や、ライフジャケット、ロープ等の救助資機材の整備、救助船の運航費に充てられています。

日本水難救済会では、周年、青い羽根募金活動を展開していますが、7月～8月の2ヶ月間は、特に「青い羽根募金強調運動期間」と銘打って41ヶ所の地方水難救済会と協力して全国的な運動を展開しています。

### 県内第1号機の設置

青い羽募金の推進を図るために、「青い羽根募金支援自動販売機」の第1号機が塩竈市内に設置されました。

この自動販売機は、売上金の一部が青い羽根募金へと還元され、海難防止に役立っています。なお、同自動販売機は全国で既に350台超が設置されており、海難防止に向けた募金活動が常時展開されています。

県内1号機の設置には宮城県水難救済会(会長 木村稔)と仙台コカ・コーラボトリング株式会社、株式会社くろしおの3者が連携して取り組み、設置当日は関係者が見守る中、除幕式が執り行われました。

### ■青い羽根募金支援自動販売機設置除幕式

日 時 平成22年3月31日(水)

場 所 宮城県塩竈市

設置場所 株式会社くろしお 敷地

参 集 株式会社くろしお、仙台コカ・コーラボトリング株式会社  
宮城県水難救済会、塩竈市、宮城海上保安部、宮城県



式典風景



設置された自動販売機

(水産業振興課)